

重要・保管

マンション管理士 登録案内

この「登録案内」には、登録変更手続も記載されていますので、
登録後も大切に保管してください。

マンション管理士登録に関する手続一覧

- I 登録申請
- II 登録事項変更届出
- III 登録証再交付申請
- IV 死亡等の届出

国土交通大臣指定登録機関

公益財団法人マンション管理センター

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5
岩波書店一ツ橋ビル7階

TEL (03) 3222-1578

ホームページ <http://www.mankan.org/>

目次

登録申請の概要	1
I 登録申請	2
1. 登録を受けられない場合	2
2. 登録申請手続	2
(1) 申請期間	2
(2) 申請方法	3
(3) 必要費用	3
(4) 登録申請書類	4
(5) 登録証の交付	6
II 登録事項変更届出	7
III 登録証再交付申請	8
IV 死亡等の届出	9

参考

1. 登録の取消し等	10
2. 義務等	10
3. 罰則	10

書式

1. 登録事項変更届出書	11
2. 登録証再交付申請書	12

申請から登録まで

1 申請に必要な準備

(1) 費用の払い込み

- ①登録手数料(4,250円)を郵便振替(同封用紙使用)にて払い込み、郵便振替払込受付証明書を受け取る。
- ②登録免許税の**収入印紙**(9,000円)を購入
- ③登記されていないことの証明申請書用の**収入印紙**(300円)を購入

(2) 必要書類(添付書類)の入手

- ①住民票(個人番号(マイナンバー)の記載されていないもので、本籍の表示を含むもの。外国籍の方は国籍の表示を含む。)
- ②登記されていないことの証明書
- ③本籍地の市区町村の長の証明書(身分証明書)

申請書類

	書類	取得場所
1	マンション管理士登録申請書	当案内に同封
2	住民票	住所地の市区町村
3	登記されていないことの証明書	全国の法務局又は 地方法務局の本局
4	本籍地の市区町村の長の証明書 (身分証明書)	本籍地の市区町村
5	誓約書	当案内に同封

登録申請の概要

2 申請書類の作成

- (1) 登録申請書に必要事項を記入し、郵便振替払込受付証明書・収入印紙を貼付、署名・捺印する。
- (2) 誓約書に署名・捺印する。

3 申請書類の送付

申請書類を同封の登録申請用封筒にて、特定記録郵便で(公財)マンション管理センターあて送付する。

4 登録

(公財)マンション管理センターで受付・審査受理後、登録を行い、登録証を交付する。

取得方法・作成方法

必要事項を記入の上、署名・捺印し、郵便振替払込受付証明書と収入印紙を所定欄に貼付する。(P4参照)

個人番号(マイナンバー)が記載されていないもので、本籍の表示(外国籍の方は国籍の表示)を含み、申請日前3カ月以内に発行されたもの (P4参照)

申請日前3カ月以内に発行されたもの
当案内に同封されている申請用紙に必要事項を記入の上、収入印紙を貼付し、各窓口へ提出又は、東京法務局に郵送にて申請する。(P5参照)

申請日前3カ月以内に発行されたもの(外国籍の方は不要) (P5参照)

日付を記入の上、署名・捺印する。(P6参照)

送付方法

申請書類5点をすべて揃えてから、同封の「登録申請用封筒」に封入し、郵便局の窓口にて、**特定記録郵便**で当センターあて送付する。

注：複数人数分の登録申請書類を一括して郵送する場合、各人の申請書類を、必ず、同封の登録申請用封筒により各人毎に区分けすること。

I 登録申請

マンション管理士の名称を用いて業務を行おうとする者は、マンション管理士試験に合格した後、指定登録機関（(公財)マンション管理センター）へ申請し、マンション管理士登録簿への登録を受けなければなりません。（マンションの管理の適正化の推進に関する法律〔以下「法」という〕第2条第5号、第43条ほか）

マンション管理士に登録された場合には、当センターからマンション管理士登録証を交付します。

1. 登録を受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、登録を受けられません。

(1) 登録の欠格事由に該当する者（法第30条第1項）

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ マンション管理士の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ⑤ 管理業務主任者の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ⑥ マンション管理業者の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（登録を取り消された者が法人である場合は、取消の日前30日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）であった者で、その取消の日から2年を経過しないもの）

(2) 必要な申請書類が欠けている場合

(3) 登録手数料又は登録免許税が納付されていない場合

(4) 申請書類に虚偽の記載がある場合、又は記載事項に不備がある場合

2. 登録申請手続

(1) 申請期間

登録申請に期間の定めはありません。マンション管理士試験の合格者は、いつでも登録申請をすることができます。

(2) 申請方法

当案内に同封されている「登録申請用封筒」に申請書類5点を封入し、郵便局の窓口へ提出して、必ず「[特定記録郵便](#)」で送付してください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

(3) 必要費用

① 登録手数料

4,250円

必ず同封されている当センター指定の郵便振替払込用紙を用い、各人毎に郵便局の窓口にて払い込んでください。

その際、「振替払込受付証明書」と「振替払込請求書兼受領証」が発行されるので、このうち「振替払込受付証明書」をマンション管理士登録申請書（以下「登録申請書」という）の所定欄に貼付してください。

「振替払込請求書兼受領証」は、登録手数料の領収書に代わるものですので、大切に保管してください。当センターからは領収書の発行をいたしません。

注：収納した登録手数料は、理由のいかんを問わず、返還いたしません。

ただし審査の結果、登録ができなかった場合には、その理由を付して登録申請書及び添付書類を申請者に返送し、登録手数料を返還いたします。この場合の手数料返還は、申請者から提出された返還請求書に基づく郵便振替又は銀行振込によって行い、これに要する費用は申請者の負担となります。

② 登録免許税

9,000円

9,000円分の[収入印紙](#)を購入し、登録申請書の所定欄に貼付してください。

③ 添付書類「住民票」の交付申請に必要な手数料

金額は各市区町村により異なります。

④ 添付書類「登記されていないことの証明書」の交付申請に必要な[収入印紙](#)代金

300円

⑤ 添付書類「本籍地の市区町村の長の証明書」（身分証明書）の交付申請に必要な手数料

金額は各市区町村により異なります。

(4) 登録申請書類

① マンション管理士登録申請書

印字されている氏名・住所等の内容を確認し、本籍・申請日付を記入し、郵便振替払込受付証明書・収入印紙を貼付の上、署名・捺印してください。

登録上の住所は、**住民票上の住所**と同一にしてください。必要に応じ修正を加えてください。他にも印字されている内容に修正を要する場合は、当該箇所を二重線で抹消し、各項目の下段に正しい内容を記入ください。

なお、収入印紙には消印しないこと。

フリガナ		マン	カン	タ	ロウ	事務用番号														
氏名		万管		太郎																
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		5	0	年	0	1	月	0	1	日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女						
郵便番号		1	0	1	-	0	0	3	0	3	-	0	3	2	2	-	1	5	1	6
フリガナ		トウキョウトウキョウシヨウジツウカン																		
住所		東京都千代田区一ツ橋2丁目5番5号 岩波書店ビル7階																		
フリガナ		トウキョウトウキョウシヨウジツウカン																		
本籍		東京 千代田区神田神保町7丁目7番7号																		
マンション管理士試験に合格した年月日		平	成	2	9	年	1	月	1	3	日	振替払込受付証明書								
合格証書番号		第	0	3	0	0	0	0	0	0	0	号	(ご依頼人—郵便局—ゆうちょ銀行—ご依頼人) 口座番号 00180-3-48156 (振込先) 名称 マンション管理センター 振替会社(株) 振込金額 42510 払込人住所氏名 氏名 万管太郎 住所 東京都千代田区一ツ橋2丁目5番5号 岩波書店ビル7階 貼付用 収入印紙(9千円) 貼付欄(消印しないこと)							

私は、マンション管理士の登録を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第25条第1項の規定により申請します。

国土交通大臣指定登録機関
公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

●氏名 万管太郎

●収入印紙(9千円)
貼付欄(消印しないこと)

1 口のある欄は該当する口の中に印を付けること。
2 省略には記入しないこと。
3 この申請書には、前定の登録免許料に相当する収入印紙を貼ること。
4 郵便振替により登録手数料を払込み、郵便振替払込受付証明書を貼ること。
5 記載事項の修正については、修正箇所を二重線で消して、各項目の下段に正しい内容を記載すること。

② 住民票

個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので、本籍の表示（外国籍の方は国籍の表示）を含み、登録申請日前3カ月以内に発行されたものであることを要します。

③ 登記されていないことの証明書

平成12年4月1日以降、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に基づく成年被後見人及び被保佐人の登記がなされていない旨の証明書です。登録申請日前3カ月以内に発行されたものであることを要します。

注：同封されている「登記されていないことの証明申請書」に必要事項を記入の上、300円の収入印紙を貼付し、法務局又は地方法務局本局戸籍課等（支局・出張所では扱っていません）で交付を受けてください（収入印紙は郵便局、法務局（含む支局・出張所）で印紙売場があるところなどで入手できます。）。
なお、収入印紙には消印しないこと。

郵送による申請は、全国で唯一東京法務局のみの取扱いとなります。上記証明申請書とともに返送先を記入し82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を添えて東京法務局に郵送し、交付を受けてください。

郵送による申請先

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

詳細は「登記されていないことの証明申請書」裏面の留意事項を参照のこと。

④ 本籍地の市区町村の長の証明書（身分証明書）（外国籍の方は不要）

平成12年3月31日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受け、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者（民法の一部を改正する法律附則第3条第1項及び第2項）に該当しない旨の証明書です。登録申請日前3カ月以内に発行されたものであることを要します。

注：本籍地が遠隔地である場合には、郵送により交付申請することもできます。この場合、郵送入手のための申請書を市区町村の窓口で入手の上、あらかじめ本籍地の市区町村へ手数料（市区町村により異なります。）を確認し、郵便為替または現金書留にて、返送先を記入し82円切手を貼付した返信用封筒とともに送付することが必要です。

⑤ 誓約書

登録の欠格事由に該当する者でないことを誓約する書面です。同封の用紙を確認の上、日付（申請日付）を記入し、署名・捺印してください。

誓約書

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項第2号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

申請日付
(登録申請書と同一日記入)

平成 年 月 日

氏名

印

署名・捺印

国土交通大臣指定登録機関
公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

⑥ その他

上記以外の書類を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

(5) 登録証の交付

当センターは、申請書類を受け付けた後、審査を行い、これを受理した場合には、マンション管理士登録簿に登載することにより登録を行います。登録した場合には、「マンション管理士登録証」（以下、登録証という）を交付します。

登録は、原則、申請書類受付（到着）月の翌月下旬に行いますが、書類に不備がある場合は改善された月の翌月となる場合がありますのでご注意ください。

※マンション管理士登録証は、今後、法定講習や各種申請手続きが必要となりますので、大切に保管してください。

Ⅱ 登録事項変更届出

マンション管理士は、登録事項に変更があった場合、「登録事項変更届出書」をもって指定登録機関（（公財）マンション管理センター）に届け出て、登録の訂正を受けなければなりません。届出を受理した場合、当センターは登録簿を訂正の上、新しい登録証を交付します。

（１）変更届出が必要な登録事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所（市町村合併や行政の都合による住居表示変更等、転居を伴わない場合の届出は任意）
- ④ 本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍）及び性別
- ⑤ 試験の合格年月日及び合格証書番号
- ⑥ 登録番号及び登録年月日

（２）届出方法

当案内P11に綴り込まれた書式のコピーを用いて登録事項変更届出書を作成し、必要書類（下記（４）参照）を添え、封筒の表に「登録事項変更届出書在中」と明記して、当センターへ送付ください。その際、「特定記録郵便」で送付してください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

（３）手数料

2,300円（住所変更を申請する場合で、市町村合併や行政の都合による住居表示変更等、転居を伴わない場合は無料）

郵便局備付けの郵便振替払込用紙を用い、下記の口座へ納付してください。

口座番号 00180-3-48156

加入者名 （公財）マンション管理センター登録会計口

（４）必要書類

① 登録事項変更届出書

内容を記入の上、届出日付を記入し、署名・捺印してください。

注：登録事項変更理由を備考欄に記入ください。

電話番号の変更についても備考欄に記入ください。

② 住民票 ※コピーは不可

個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので、届出日前3カ月以内に発行されたものであることを要します。

（本籍の変更がある場合には、本籍の表示を含むこと。）

市町村合併等、行政都合の場合は、行政の発行する無料の証明書等でも可です。

③ マンション管理士登録証（A4サイズの賞状形式のもの）※コピーは不可

（登録証を亡失し、又は滅失している場合には、登録証再交付申請書を併せて送付ください。）

マンション管理士登録証は、マンション管理士証（カード型のもの）ではありませんので、ご注意ください。

※上記以外の書類を提出していただく場合もありますので、ご了承ください。

◆登録事項変更は、原則、申請書類受付（到着）月の翌月下旬に行います。同変更作業終了後に新しい登録証を発送します。

Ⅲ 登録証再交付申請

マンション管理士は、マンション管理士登録証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、「登録証再交付申請書」により指定登録機関（（公財）マンション管理センター）に再交付を申請することができます。申請を受理した場合、当センターは、新しい登録証を交付します。

なお、汚損又は破損を理由とする登録証の再交付は、汚損又は破損した登録証と引換えに行います。

また、亡失を理由に再交付を受けた後に、亡失した登録証を発見した場合は、発見した登録証を速やかに、当センターに返納しなければなりません。

（１）申請方法

当案内P12に綴り込まれた書式のコピーを用いて登録証再交付申請書を作成し、必要書類（下記（３）参照）を添えて、封筒の表に「登録証再交付申請書在中」と明記して、当センターへ送付ください。その際、「特定記録郵便」で送付してください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

（２）手数料

2,300円

郵便局備付けの郵便振替払込用紙を用い、下記の口座へ納付してください。

口座番号 00180-3-48156

加入者名 （公財）マンション管理センター登録会計口

※上記手数料は、登録証再交付申請のみを行う場合の手数料です。登録事項変更届出と併せて登録証再交付申請を行う場合、再交付に係る手数料は、変更届出手数料に含まれますので、重複してお振込みいただく必要はありません。

（３）必要書類

① 登録証再交付申請書

理由（亡失、滅失、汚損、又は破損の別）を記入の上、申請日付を記入し、署名・捺印してください。

② 現行登録証

汚損又は破損の場合は添付してください。

◆ 登録証再交付は、原則、申請書類受付（到着）月の翌月下旬に行います。

Ⅳ 死亡等の届出

マンション管理士が次のいずれかに該当するに至った場合には、当該マンション管理士又は戸籍法に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、マンション管理士登録証を添え、その旨を当センターに届け出なければなりません。

1. 死亡した場合、又は失踪の宣告を受けた場合
2. 登録の欠格事由（P2参照。④を除く）に該当するに至った場合

（1）届出方法

任意の用紙に、該当事項・届出人の資格・届出日を記入し、署名・捺印のうえ、必要書類を添えて当センターあて送付ください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

（2）手数料

無 料

（3）必要書類

① マンション管理士登録証

② その他

内容については、下記までお問い合わせください。

※登録の取り下げについて

マンション管理士の登録の取り下げを希望する場合の手続きについては、下記までお問い合わせください。

問合せ先

公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

電話 03-3222-1578

参 考

1. 登録の取消し等

- (1) マンション管理士が次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通大臣により当該マンション管理士の登録が取り消される(法第33条第1項)。
 - ①法第30条第1項各号(第4号を除く。)の登録の欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ②偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) マンション管理士が法第40条(信用失墜行為の禁止)、法第41条(講習)又は法第42条(秘密保持義務)の規定に違反したときは、国土交通大臣により当該マンション管理士の登録が取り消され、又は期間を定めてマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜられることがある(法第33条第2項)。

2. 義務等

- (1) 信用失墜行為の禁止(法第40条)

マンション管理士は、マンション管理士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (2) 講習(法第41条)

マンション管理士は、国土交通省令で定める期間(5年)ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者(登録講習機関)が国土交通省令で定めるところにより行う講習を受けなければならない。
- (3) 秘密保持義務(法第42条)

マンション管理士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理士でなくなった後においても、同様とする。
- (4) 名称の使用制限(法第43条)

マンション管理士でない者は、マンション管理士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

3. 罰 則

- (1) 法第42条の秘密保持義務の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する(法第107条第1項第2号)。

なお、この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。(法第107条第2項)
- (2) 法第33条第2項の規定によりマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中にマンション管理士の名称を使用したもの及び法第43条の名称使用制限の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。(法第109条第1号及び第2号)

登録事項変更届出書

(フリガナ)
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生
住 所
登 録 番 号 ()
登 録 年 月 日 年 月 日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第2項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

年 月 日

国土交通大臣指定登録機関

公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

氏名

印

備考：指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
「住所」記入欄には、現住所（住所変更の場合は、変更後の住所）を記入すること。

登録証再交付申請書

(フリガナ)
氏 名
生年月日 年 月 日生
住 所
登録番号 ()
登録年月日 年 月 日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第29条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

【理由】

年 月 日

国土交通大臣指定登録機関
公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

氏名

印

備考：指定登録機関に再交付を申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。

個人情報の取扱いについて

収集した個人情報は、登録後も公益財団法人マンション管理センターにおいて保有します。これらの情報は、以下の個人情報保護方針（抜粋）にのっとり、統計資料の作成等登録事務を適正かつ円滑に実施する目的のみに利用するとともに、適正に管理をいたします。

個人情報保護方針（抜粋）

I 基本方針

公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」といいます。）は、個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令及び個人情報の保護のために定めた規程（公益財団法人マンション管理センター個人情報保護規程）を遵守し、当センターに対する期待と信頼に応えていきます。

II 個人情報の取扱いについて

当センターは「マンション管理士試験」、「マンション管理士法定講習」、「債務保証」、「セミナー等開催」、「マンション管理に関する相談」及び「書籍販売」の申込の受付の際に取得した個人情報、「マンションみらいネット登録」、「マンション管理士登録」及び「管理組合登録」の受付の際に取得した個人情報並びにその他業務上取得した個人情報につきまして、次のとおり取扱いをいたします。

1. 個人情報の利用目的について

(1)～(7) 省略

(8) マンション管理士登録の際に当センターが取得した本人の氏名、住所等の個人情報は、当該登録業務を適正かつ円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。

(9)～(10) 省略

2. 個人情報の第三者への提供について

法令に定める場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意なく第三者に提供することはありません。

3. 個人情報の管理について

個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため、技術的安全管理措置及び物理的入退管理措置など適正な情報セキュリティ対策を講じます。

4. 個人情報の開示、訂正、利用停止及び消去について

本人が自己の情報について開示、訂正、利用停止及び消去を求める権利を有していることを確認し、これらの求めがあった場合には、法令に従い対処します。

5. (省略)

6. 個人情報保護方針の改訂

当センターは、上記の取扱いを必要に応じて見直し、その改善に努めます。

国土交通大臣指定登録機関
公益財団法人マンション管理センター

(2017.1500 : BSD)